

軽自動車希望番号予約業務運営要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務運営要領は、平成16年11月1日付け軽自動車検査協会理事長達18号「検査対象軽自動車に係る希望ナンバー制の取り扱いに関する達」(以下「達」という。)に基づき、軽自動車車両番号標頒布者である一般社団法人岐阜県自動車会議所(以下「会議所」という。)が行う軽自動車希望番号(以下「軽希望番号」)の予約業務の実施の方法について基本的事項を定め、以て業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業場の所在地)

第2条 会議所が、軽希望番号の予約業務を行う事業場(以下「軽予約センター」という。)の所在地は、次のとおりです。
羽島市福寿町千代田三丁目85

(業務取扱日)

第3条 軽予約センターにおいては、次に掲げる日を除き業務を取扱います。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日
(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務受付時間)

第4条 軽予約センターの業務受付時間は、次のとおりです。

午前 8時45分から12時まで

午後 1時 から 4時まで

- 2 軽予約センターは、前項の規定にかかわらず、必要があるときは業務受付時間を変更することがあります。
- 3 インターネットによる業務受付は、第1項の規定にかかわらず24時間365日利用可能とします。但し、システムメンテナンス等によるシステム停止期間を除きます。

第2章 希望番号の予約業務

(予約業務の管理方法)

第5条 軽予約センターは、予約業務を公正、的確かつ迅速に行うため、電子情報処理組織により管理運営に当たります。
2 前項の電子情報処理組織は、無停電電源装置を備えるほか、大規模災害等緊急時にも速やかに復旧し得る機能を保有するものとします。

(希望番号の対象と種類)

第6条 軽希望番号予約の対象自動車は、道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）別表第二の五第2号の自家用自動車です。

但し、昭和50年3月31日以前に車両番号の指定を受けた旧規則（昭和48年運輸省令第33号）による第14号様式の車両番号標は除きます。

- 2 軽希望番号予約の対象となる車両番号は、規則第36条の17第1項第4号に掲げる四桁以下のアラビア数字（以下「番号」という。）です。
- 3 軽希望番号は、抽選の対象とする番号（以下「抽選対象軽希望番号」という。）及びそれ以外の番号（以下「一般軽希望番号」という。）の2種類とします。

(軽希望番号の申込の受付等)

第7条 軽希望番号の申込みの方法には、軽予約センターに出向いて申し込む方法と郵送等により申込書を軽予約センターに送付して申し込む方法及びインターネットにより申し込む方法があります。

- 2 軽予約センターに出向いて申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって軽予約センターに申し込む。

- (1) 軽予約センターに配置する受付端末機にて二次元バーコード付き申込書を作成して所要事項を記入のうえ、軽予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (2) 希望番号システム指定のファイル形式で、所要事項を入力したファイルを希望番号申込書作成サイトにアップロードして、希望番号一括申込書を軽予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (3) 希望番号システムの提供する希望番号申込書作成サイトにて作成した二次元バーコード付き申込書に所要事項を記入のうえ、軽予約センターの窓口を持参して申し込む。

- 3 郵送等により申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって軽予約センターに申し込む。

- (1) 希望番号システムの提供する希望番号申込作成サイトにて作成した二次元バーコード付き申込書に所要事項を記入のうえ、次のいずれかを添えて郵送する。

- ①自動車検査証（写）
- ②自動車検査証返納証明書（写）
- ③保安基準適合証（写）
- ④自動車予備検査証（写）
- ⑤完成検査終了証（写）

- (2) 別添様式7の希望番号申込書（送付用）に所要事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかを添えて郵送又はFAX送信する。

- 4 インターネットにより申し込む方法

インターネットにより軽希望番号予約受付システムに接続し、所要事項を入力して申し込む。

- 5 次に掲げる場合は、予約申込みの受け付けをしません。

- (1) 管轄外の地域に係る軽希望番号の申込みがあったとき
- (2) 抽選対象希望番号及び一般希望番号共に車台番号（車台番号が打刻されていない場合にあってはシリアル番号）の記入がないとき

- (3) その他申込み用紙の記入欄に所要事項の記入がないとき
- (4) 抽選対象軽希望番号については、同一の車台番号の軽自動車について重複して申込みがあったとき
- (5) その他定められた手続きによらない申込みがあったとき

6 届出の際に、車種分類、用途又は標板の大きさが軽希望番号の予約の申込み内容と異なっている場合は、軽希望番号による届出ができません。

なお、希望番号予約済証の内容に訂正がある場合、一般希望番号において、事故や車両不具合等により車両自体が変更になった場合については、軽自動車検査協会の対応に従う。

(抽選対象軽希望番号)

第8条 抽選対象軽希望番号は、次の18通りについて申込みを受け付けます。

尚、「3」、「5」、「2525」、「8008」については、当面「岐阜管轄」のみ

抽選対象とします。

1	3	5	7	8	88	333
358	555	777	888	1111	2525	3333
5555	7777	8008	8888			

2 抽選対象軽希望番号の申込みを受付けた場合は、抽選年月日及び有効期間（抽選年月日から起算して6業務取扱日までの期間）等を記入した抽選対象希望番号受付証（以下「受付証」という。別添様式3）を交付します。

但し、前条第3項の郵送等により受付けた場合は、電話及びFAX等により受付証に記載された事項をお知らせします。

また、インターネットにより受付けた場合は、申込完了メールで受付番号をお知らせします。

3 抽選対象軽希望番号については、毎週月曜日午前0時を定例日時として、前週に受付けた申込みについて抽選を行います。

但し、申込受付の締め切りは日曜日午後9時として、翌日月曜日午前0時に抽選を行います。したがって日曜日午後9時を過ぎた申込みは次回の抽選となります。

4 一回の抽選における当選数は、抽選対象番号2個とします。

5 抽選は、中央センターにおいて電子情報処理組織により乱数表を利用して機械的に行います。

6 抽選結果は、軽予約センターに掲示します。

尚、前条第3項の郵送等による申込者には、抽選結果をFAX及び電話等によりお知らせします。

また、前条第4項のインターネットによる申込者には、抽選結果をメールでお知らせします。

7 抽選対象軽希望番号の当選者には、受付証に記入されている有効期間内に当該受付証と引換えに、車両番号標の交付可能年月日を記入した希望番号予約済証（以下「予約済証」という。別添様式4）を交付します。

8 予約済証の交付を受けないまま受付証に記入されている有効期間を経過した

場合は、当選は無効となり受付証は失効とします。

- 9 インターネットによる申込者は、完了メールで指定した有効期間内に交付手数料を納付しなければ当選は無効とします。また、予約済証は第11条第3項の規定により交付します。

(一般軽希望番号)

- 第9条 一般軽希望番号については、当該番号が払底しない限り申込みを受付けます。

(軽希望番号の払出方法)

- 第10条 自動車の用途による分類番号を表示する三桁のアラビア数字及び自家用自動車の別等を表示する平仮名又はローマ字については、平成16年11月1日付け達及び16軽検業第164号の2「検査対象軽自動車の分類3桁化及び軽希望ナンバー制の実施に伴う車両番号の指定について」に準じて処理します。

(予約に伴う車両標板代等の収受)

- 第11条 予約済証を交付するときは、既定の車両番号標の車両標板代を申し受けます。
- 2 第7条第3項に規定する郵送等による申込みの場合は、申込みのときに前項の車両標板代及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。
- 但し、抽選対象軽希望番号については、申込みのときに所定の郵送事務手数料を申し受けます。
- 3 第7条第4項に規定するインターネットによる申込みの場合は、申込完了メールで指定する方法により第1項の車両標板代を申し受けます。
- 但し、抽選対象希望番号については、抽選の結果当選したときに抽選結果メールで指定する方法により第1項の車両標板代を申し受けます。
- また、予約済証は、申込完了メールに記載されている受付番号を軽予約センターに配置する受付端末機に入力して印刷した二次元バーコード、または、希望番号システムから提供を受けた二次元バーコードを、頒布可能期間内に軽予約センター窓口に提出または提示されたとき交付します。

(車両番号標の製作及び納品)

- 第12条 予約が完了したときは、直ちに車両番号標の製作者に該当番号標の製作を依頼し、予約済証に記入された頒布可能年月日の前日までの納品を指示します。
- 2 納品された車両番号標は、軽予約センター内の専用保管庫に仕分け整理して収納します。
- 3 車両番号標の頒布可能年月日は、軽予約センターに掲示します。

第3章 車両番号標の頒布

(車両番号標の頒布)

第13条 車両番号標は、予約済証に記入された頒布可能年月日以降、適正な届出が行われた後、軽予約センターで予約済証と引き換えに頒布します。

2 軽予約センターは、回収した予約済証を1ヶ月毎にまとめ、速やかに軽自動車検査協会岐阜事務所に送付します。

(予約済証の有効期間)

第14条 予約済証に記入された有効期間（頒布可能年月日から起算して1ヶ月間）を経過した時は、予約は失効とします。

2 天災その他やむを得ない事由により、予約済証の有効期間内に届出を行う事が困難である場合には、申出により軽自動車検査協会岐阜事務所長と協議の上、有効期間の延伸を行う場合があります。その場合、予約済証に記載してある有効期間内の第3条及び第4条の業務受付時間内に予約センターへの申出が必要となります。

3 第1項、第2項の申出が当初の予約済証の期限内に無き場合には、当該車両番号標を道路運送車両法施行規則第9条の規定に準じる方法により直ちに廃棄します。

4 有効期間による失効の事前連絡として、申込者が申込受付に際し連絡先として電子メールアドレスを届出している場合には、有効期限が経過する前（10営業日前と3営業日前）に、申込者に対して失効予告を電子メールにより連絡をします。

(解約等の場合の車両標板代)

第15条 予約が完了した後、申込者の都合により解約された場合、第7条第6項により車両番号の指定を受けることができなかった場合又は第14条により予約が失効し希望車両番号による指定を受けることができなかった場合は、第11条により収受した車両標板代は返還しません。

第4章 雑 則

(受付証又は予約済証の再発行)

第16条 受付証又は予約済証を滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合は、所定の申込書に所要事項を記入のうえ、軽予約センターの窓口を持参し再発行を申込みのものについて、これを受け付けます。

2 前項の申込みを受け付けた場合は、所定の事項を確認のうえ受付証又は予約済証を再発行します。再発行したときは、所定の再発行手数料を申し受けます。

(予約済証再発行の郵送等による申込受付)

第16条の2 予約済証の郵送等による再発行の申込みは、別添様式7の希望番号申込書（送付用）に所要事項を記入の上、次のいずれかを添えて郵送又はFAX送信により軽予約センターに申し込むものについてこれを受け付けます。

① 自動車検査証（写）

② 自動車検査証返納証明書（写）

- ③ 保安基準適合証（写）
- ④ 自動車予備検査証（写）
- ⑤ 完成検査終了証（写）

2 前項の規定による申込みの場合は、前条第2項の再発行手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。

3 第1項の申込みを受けた場合は、所定の事項を確認のうえ前項の手数料の入金を確認した後、予約済証を再発行します。

（解約等に係る軽希望車両番号の取扱い）

第17条 第15条に規定する解約等の場合の予約済証に係る軽希望番号については、相当期間経過後再利用に供することとします。

（業務運営要領の公表）

第18条 この業務運営要領は軽予約センターに掲示します。

附則

この業務運営要領は、平成17年 1月 4日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成21年 5月 7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成23年 5月 9日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成23年 7月 4日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成24年 4月 1日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年 5月 7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年 6月 9日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成28年 6月13日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成29年 2月13日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成 29 年 7 月 31 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 元年 5 月 5 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 2 年 2 月 3 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 3 年 12 月 6 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 4 年 4 月 21 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 5 年 7 月 3 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 6 年 5 月 6 日から適用する。

附則

この業務運営要領は、令和 7 年 5 月 12 日から適用する。